

国民健康保険と 国民年金

国民健康保険被保険者証を更新します

平成22年4月から使用する国民健康保険被保険者証(保険証)を、3月下旬に各世帯に簡易書留で郵送します。

保険証は、1人1枚のカード型になっていますので、国民健康保険に加入されているご家族全員の分がそろつているか確認をお願いします。

有効期限は10月31日

今回発行する保険証の有効期限は、10月31日までです。

今後は、11月から翌年10月までの1年間有効の保険証を毎年10月に発行する予定です。

送付先の変更など

保険証を、窓口で直接受け取りたい人や特別な理由により、住所地以外への郵送を希望する人は、次の期限までに本庁舎国保年金課で手続をきをしてください。

手続き期限 3月5日(金)

持参するもの 印鑑、運転免許証などの身分証明書

保険証の注意点

保険証はたいせつなものです。保管や取り扱いには、十分に注意し、特に次の点に気を付けましょう。

①手元に届いたら、記載内容

を確認してください。もし

誤りがあれば、すぐに国保

年金課に連絡してください。

②医療機関にかかるときは必ず提示しましょう。

③保険証は必ず手元に保管

してください。

④コピーや有効期限が切れた保険証は使用することできません。

⑤他の市區町村に引っ越しをするときや、就職などで職場の健康保険に加入したときは、国保年金課への届け出と、保険証の返還をお願いします。

しかし、請求できる経過措置の期間が間もなく終了となるため、該当する可能性のある人は、急いで相談をしてください。

任意加入をしていない期間に初診日があり、現在、障害になるため、該当する可能性のある人は、急いで相談をしてください。

年齢が75歳以上の人には、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の対象者になるので、国民健康保険被保険者証の

交付はありません。

また、平成22年8月1日からの高齢受給者証は、平成21年中の所得を基に負担割合を判定し、7月下旬に郵送します。

高齢受給者証

70歳から74歳までの人に

ついては、新しい高齢受給者

証を、保険証に同封してお送りします。

また、平成22年8月1日か

らの高齢受給者証は、平成21

年中の所得を基に負担割合

を判定し、7月下旬に郵送し

ます。

有効期限が平成22年3月31日の限度額適用認定証を持っている人には、新しい認定証を保険証に同封してお送りします。

また、平成22年8月1日か

らの高齢受給者証は、平成21

年中の所得を基に負担割合

を判定し、7月下旬に郵送し

ます。

また、平